

発議案第2号

天理市議会委員会条例の一部改正について

天理市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年6月23日

天理市議会議員	三 橋 保 長
〃	飯 田 和 男
〃	岡 部 哲 雄
〃	寺 井 正 則
〃	加 藤 嘉久次
〃	榎 堀 秀 樹

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「文教民生委員会」を「文教厚生委員会」に、「健康福祉部、教育委員会」を「市民部、健康福祉部、教育委員会、市立病院」に改め、同項第3号中「市民経済委員会」を「経済産業委員会」に、「市民部、環境経済部」を「環境経済部、建設部」に、「市立病院」を「上下水道局」に、「関する」を「属する」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される天理市議会議員の任期が始まる日から施行する。